



ネイチャーポジティブに向けた パーム油調達における TNFD 開示ベンチマーク調査

ネイチャーポジティブに向けた パーム油調達における TNFD開示ベンチマーク調査

著者：

WWF ジャパン

自然保護室森林グループ 南明紀子

自然保護室金融グループ 橋本務太



WWF ジャパン

WWFは100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、持続可能な社会の実現を推進しています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

WWF®およびWorld Wide Fund for Nature®の商標と©1986

Panda Symbolは世界自然保護基金が所有しています。

無断転載を禁ず。©WWF-Japan, 2026

発行者：

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)

東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3F

2026年8月発行

本調査実施のために、内容確認にご協力頂いた企業の皆様に御礼申し上げます。

表紙・裏表紙写真：

©WWF ジャパン

©WWF-Indonesia/Jimmy

©WWF Indonesia

©WWF-Canon/Richard Stonehouse

©Shutterstock/Tilo G/WWF





©WWF Indonesia

目次

1. エグゼクティブサマリー	4
2. 調査目的	5
3. 調査方法	7
4. 調査対象	8
5. 設問およびクライテリア	9
6. 調査結果	12
7. 考察	14
8. おわりに	24
ANNEX: TNFD 提言との対応関係 および評価設問の考え方	25

1. エグゼクティブサマリー

本調査は、パーム油の調達量・使用量が比較的多い日本企業27社を対象に、パーム油調達における自然関連課題への対応状況を、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の提言を参照しつつ評価したものである。本調査のクライテリアはTNFD提言をそのまま適用したものではなく、同提言および関連ガイダンスを基礎にしながら、パーム油という具体的なコモディティにおいて企業に求められる実務的対応(トレーサビリティ、サプライヤー管理、NDPE対応等)を再構成したものである。

調査の結果、日本企業においてはTNFDに沿った情報開示が一定程度進展しており、複数の企業が体系的な開示を開始していることが確認された。一方で、その内容を支えるパーム油調達に関する実務的対応は十分に整備されておらず、開示と実態の乖離が課題として浮き彫りとなった。

企業にとって特に大きな制約となっているのが、バリューチェーン上流におけるトレーサビリティの不足である。パーム油を農園レベルまで調達先を把握できている企業は限定的で、多くの企業が調達地点を十分に特定できていない状況にある。この結果、森林破壊や泥炭地開発といったリスクの発生場所を特定することができず、リスク管理や対応の優先順位付けが困難となっている。

また、サプライヤーに対する働きかけについても、環境・人権に関するアンケートなど初期的な取組にとどまる企業が多く、NDPEの達成に必要な情報収集や実効的な管理体制の構築には至っていない。

一方で、森林破壊ゼロまたはNDPEに関する調達方針自体はおよそ4割の企業が国際的な水準に近い内容を有しているが、これらの方針はスコープや適用範囲の明確化が不十分である場合もあり、さらに方針への適合を確認する方法、目標設定、達成度の開示といった運用面の整備は極めて限定的である。こうした状況は、方針が実効的な成果に結びついていないことを示している。

加えて、森林破壊ゼロの達成期限として広く意識されてきた2025年目標は、多くの日本企業において未達となっている。今後は遅くとも2030年に向けた対応が時間軸となる中で、迅速かつ実効性のある取組強化が不可欠である。

以上を総合すると、日本企業はパーム油に関連した自然関連情報開示において一定の進展を遂げているものの、ネイチャーポジティブへの移行を実現するためには、開示の深化以上にバリューチェーン上流を含む実務対応の強化が最優先課題となっている。本調査は、こうした課題を可視化し、企業の取組改善およびステークホルダーとの対話の基盤を提供するものである。

なお、本調査は企業のウェブサイトや各種報告書等の公開情報に基づいて行われており、実際の取組が存在していても外部に開示されていない場合には評価に反映されない点に留意が必要である。



2. 調査目的

自然資本の損失は、気候変動と並び、経済と社会の持続可能性に対する重大なリスクとして認識されるようになってきた。とりわけ森林、生態系、水資源といった自然資本の劣化は、多くの産業においてバリューチェーンの安定性や事業継続性に直接的な影響を及ぼすものであり、企業にとっても無視できない経営課題となっている。

こうした中、企業活動と自然との関係を可視化し、意思決定に反映するための枠組みとしてTNFD提言が公開された。TNFDは、企業が自然への依存および影響を把握し、それに基づくリスクと機会を開示することを通じて、資本市場における意思決定を変え、結果として資金の流れをネイチャーポジティブな方向へと導くことを目指している。

一方で、自然関連課題への対応は依然として発展途上にあり、とりわけ個別産品やバリューチェーンにおける具体的な取組水準には企業間で大きな差が見られる。パーム油はその典型であり、世界的に重要な農産物である一方で、森林破壊や泥炭地開発といった深刻な環境問題とも密接に結びついている。そのため、パーム油の調達に関わる企業にとって、自然への負の影響をいかに回避・軽減していくかは、重要かつ喫緊の課題である。

本調査は、パーム油を相対的に多く使用する企業を対象に、自然関連課題への対応状況、とりわけTNFDの提言に沿った情報開示および取組の現状を把握・評価することを目的として実施したものである。評価にあたってはTNFDの提言および関連ガイダンスを参照しつつも、それを単に引用するのではなく、パーム油という具体的な文脈において企業に求められる実務的対応を再構成し、ベンチマーク評価指標として設定した。

本調査の具体的な目的は、以下の3点に整理される。

- 第一に、TNFDの提言および関連ガイダンスを踏まえ、企業がどの程度、自然関連課題に関する情報開示を行っているかを体系的に把握することである。特に、TNFDの4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、指標と目標）および一般要件に照らし、開示の有無のみならず、その内容の具体性や網羅性について評価を行う。
- 第二に、パーム油調達に特有のリスクに対する企業の対応状況を可視化することである。本調査では、トレーサビリティの確保、サプライヤーエンゲージメント、調達方針の内容、NDPE¹への対応、優先地域の特定など、自然への依存・影響の把握およびマイナスインパクトの回避・軽減に直結する要素に着目し、それらに関する取組および開示の進展度を評価する。これらは、ミティゲーションヒエラルキーにおける「回避」および「軽減」に対応する基盤的な取組である。
- 第三に、日本企業における現在の取組状況と課題を明らかにし、今後求められる取組の方向性を提示することである。本調査は、企業の優劣を判断・比較することを目的とするものではなく、現時点における取組と開示の状況を可視化し、企業自身が自社の位置づけと課題を認識するための材料を提供するとともに、金融機関を含むステークホルダーが企業との対話を深化させるための共通の基盤を提示することを意図している。

1. NDPE (No Deforestation, No Peat, No Exploitation) は、森林破壊ゼロ、泥炭開発ゼロ、搾取（人権侵害）ゼロを意味する略語。パーム油の調達方針においてよく採用される。

さらに、本調査は単なる現状評価にとどまらず、自然関連の情報開示が法規制へと向かう中で企業に求められる「望ましい開示および取組水準」を具体化する役割も担っている。すなわち、各設問はTNFDの記載内容を基にしつつ、パーム油調達の実務に即して再構成したものであり、企業が今後どのような情報開示およびバリューチェーン管理を行うべきか、金融機関が企業とどのようなエンゲージメントを行うかについての一つの指針を提示するものである。

一方で、TNFDが推奨する開示事項は本調査で扱う項目に限られるものではなく、例えばシナリオ分析や、自然関連リスクと機会による財務への潜在的影響など、多岐にわたる要素を含んでいる。また、情報の利用者によって重視する観点も異なり、財務リスクに焦点を当てた情報を重視する場合もあれば、自然への影響そのものを重視する場合もある。こうした点も踏まえ、本調査はTNFD提言に基づく開示の網羅性を評価するものではなく、パーム油調達に関連して企業の自然への依存・影響の把握と、それに対する対応状況を、開示および取組の両面から具体的に評価・可視化することを目的としたものである。

なお、ミティゲーションヒエラルキーの観点からは、本来企業は回避・軽減にとどまらず、回復や再生といったより高次の取組へと進むことが期待される。しかし現時点では、回避・軽減に該当する基盤的な対応の実装が必ずしも十分に進んでいるとは言い難い。本調査は、まずこれら基盤的要素の進展を促すことを主眼として設計されたものであり、将来的には企業の取組の成熟に応じて、回復や再生に関する要素をより重視した評価へと発展していくことを想定している。



3. 調査方法

本調査は、対象企業が公表している公開情報をもとに、パーム油調達に関する取組および情報開示の状況を評価するベンチマーク形式で実施した。

まず、各社の公式ウェブサイト、サステナビリティレポート、統合報告書、ESG 関連開示資料等、外部から入手可能な情報を収集し、それらの内容をもとに分析を行った。情報の閲覧期間は、2025 年 11 月から 2026 年 4 月までとし、この期間に確認可能であった公開情報を評価対象としている。評価にあたっては、TNFD 提言および関連ガイダンスを踏まえ、WWF ジャパンが設定した設問および評価クライテリア（第 5 章参照）に基づき、各項目について取組および開示の状況を確認し、定性的・相対的にスコアリングを行っている。

本調査では、TNFD に沿った開示そのものだけでなく、関連する情報が他の開示媒体（サステナビリティレポート等）において確認できる場合には、それらも含めて評価対象としている。そのため、TNFD フレームワークに則った開示が行われていない企業であっても、公開情報の内容に基づき評価がなされる設計となっている。

なお、本調査はあくまで公開情報に基づく評価であるため、企業において実際に取組が行われていたとしても、それが外部に開示されていない場合には評価に反映されていない点に留意が必要である。本調査結果は、外部ステークホルダーから確認可能な情報に基づいた開示および取組の水準を示すものである。

また、RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）にメンバー各社が進捗報告として提出する ACOP（Annual Communication of Progress）については、各社の公開情報に ACOP へのリンクが明示的に掲載されている場合に限り参照した。このため、ACOP に含まれる情報については、企業ごとに参照の有無が異なっており、同一の情報であっても評価に反映されている場合とそうでない場合が存在する点に留意が必要である。

さらに、本調査の特徴として、評価結果について対象企業との間で確認プロセス（ピアレビュー）を実施している点が挙げられる。具体的には、各社に対して個別の評価結果を事前に共有し、事実関係の誤認や見落としの可能性について確認を依頼した。企業からの指摘や追加情報の提供があった場合には、その内容を踏まえて公開情報の再確認を行い、必要に応じて評価の修正を行っている。

4. 調査対象

本調査では、以下の2つのクライテリアのいずれかに該当する企業を対象とした。なお、親会社を評価対象としている場合、連結子会社は調査対象に含めていない。

クライテリア1：パーム油調達量に基づく選定

サステナビリティ報告書や RSPO 年次報告等で開示されているパーム油調達量を参照し、WWF ジャパンが日経業種分類をもとにパーム油使用量が多いと判断した業種について、業種ごとに設定した使用量の閾値を超える企業を対象とした。

日経業種分類	閾値
食品製造（除く食用油）	20,000 トン
食用油	50,000 トン
化学・化成品	70,000 トン
総合商社	300,000 トン

クライテリア2：業種特性に基づく選定

実際の使用量の開示の有無にかかわらず、パーム油使用量が多いと考えられる業種について、2024 年度売上高上位2社を調査対象とした。

対象業種・対象企業は以下のとおりである。

対象業種

- 酒類・アルコール飲料
- 化粧品・スキンケア
- 製菓
- 製パン
- トイレタリー
- ファミリーレストラン
- 総合小売・食料品小売

対象とした企業27社

商社・製油メーカー(8社)

- 伊藤忠商事株式会社
- 植田製油株式会社
- 花王株式会社
- 株式会社J-オイルミルズ
- 日清オイリオグループ株式会社
- 不二製油株式会社
- 三井物産株式会社
- ミヨシ油脂株式会社

メーカー・小売流通(19社)

- アサヒグループホールディングス株式会社
- 味の素株式会社
- 株式会社 ADEKA
- イオン株式会社
- 株式会社カネカ
- カルビー株式会社
- 麒麟ホールディングス株式会社
- 株式会社コーセー
- 株式会社資生堂
- 株式会社すかいらくホールディングス
- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- 株式会社ゼンショーホールディングス
- 東洋水産株式会社
- 日清食品ホールディングス株式会社
- フジパングループ本社株式会社
- 明治ホールディングス株式会社
- 山崎製パン株式会社
- ライオン株式会社
- 株式会社ロッテ

※花王株式会社はメーカーではあるが、BtoBとして原材料のサプライヤー側にも位置すると判断し、商社・製油メーカーのクライテリアを、また、株式会社 ADEKA および株式会社カネカについては、パーム油関連事業に加えて多様な事業ポートフォリオを有していることを踏まえ、本調査ではメーカー・小売流通のクライテリアを適用した。

5. 設問およびクライテリア

本調査で用いた評価設問とクライテリアを以下に示す。

各設問は、TNFD 提言および関連ガイダンスを踏まえ、パーム油調達において企業に求められる取組および開示の内容を、①全体 [一般要件] (設問1)、②LEAP (設問2-3)、③ガバナンス (設問4-5)、④戦略／リスクとインパクトの管理 (設問6-9)、指標とターゲット (設問10-14) に分類し具体化したものである。TNFDは開示の枠組みを提示する一方、具体的な実務行動までは必ずしも明示していない。本調査ではこのギャップを埋めるため、実際の調達管理に必要な要素 (トレーサビリティ、NDPE 確認等) を評価項目として設定した。評価は☆～★★★★として、★の数が多いほどクライテリアへの適合度が高いことを示す。なお、設問の詳細な設定根拠については、Annexを参照のこと。

※バリューチェーン上の立ち位置によって、情報収集できる範囲や責任が異なるため、本調査では、日本国内のバリューチェーンにおいてサプライヤー側となる商社や製油メーカーと、購入側となるメーカー、小売流通のクライテリアを一部設問で変えている (設問2、3、5)

設問	項目	評価	クライテリア	
			商社・製油メーカー	メーカー・小売流通
1	TNFD 提言に沿った開示を行っている	★★★★	TNFD 提言の一般要件に沿いダブルマテリアリティ・アプローチを採用した旨が明示され、かつ4つの柱 (ガバナンス、戦略、リスクとインパクト管理、測定指標と目標) に沿った開示がなされている	
		★★★★	TNFD 提言の4つの柱に沿って開示している	
		★★	TNFD の LEAP アプローチなどを利用し、依存・影響の開示をしているが、一般要件や4つの柱に沿った開示はされていない	
		★	TNFD を部分的に参照した、限定的な開示を行っている、またはTCFD 開示に気候変動に起因した自然関連のリスクや機会等の記載がある	
		☆	TNFD 開示を参照した開示をしていない	
2	サプライヤーエンゲージメントを通じた情報収集をしている	★★★★	調達方針の達成に向け、農園までのトレーサビリティ確認などに必要な情報を持つすべてのサプライヤーに、情報提供依頼を行っている	全てのサプライヤーに対し、森林破壊ゼロまたはNDPEコミットメントの有無を確認した上で、農園までのトレーサビリティを取ろうとしているかアンケート等で調査している
		★★★★	全ての一次サプライヤーに対し、森林破壊ゼロまたはNDPEに関わる取組評価などを実施している	一部のサプライヤーに対し、森林破壊ゼロまたはNDPEコミットメントの有無を確認した上で、農園までのトレーサビリティを取ろうとしているかアンケート等で調査している
		★★	一部の一次サプライヤーに対し、森林破壊ゼロまたはNDPEに関わる取組評価などを実施している	一部のサプライヤーに対し、森林破壊ゼロまたはNDPEコミットメントの有無を確認している
		★	サプライヤーに対し環境・人権に関する何らかのアンケート調査等を実施している	一部のサプライヤーに対し環境・人権に関する何らかのアンケート調査等を実施している
		☆	上記いずれにも該当しない	サプライヤーに対し何らかのアクションはとっていない
3	農園までのトレーサビリティを確認している	★★★★	農園まで100%確認できている、または農園まで確認できている原料を100%購入している	(PB製品や直接購入原料について) 農園まで100%確認できている、またはサプライヤーが農園まで100%確認している
		★★★★	農園まで50%程度確認できている、または原料のうち50%程度はサプライヤーが農園まで確認している	(PB製品や直接購入原料について) 農園まで50%程度確認できている、または製品や原料のうち50%程度はサプライヤーが農園まで確認している
		★★	ミルリストに基づき、モニタリングシステムを構築している、あるいは農園まで25%程度確認できている、または原料のうち25%程度はサプライヤーが農園まで確認している	(PB製品や直接購入原料について) 農園まで10%程度確認できている、または製品や原料のうち10%程度はサプライヤーが農園まで確認している
		★	ミルリストを公開している	サプライヤー (PBメーカーや製油メーカーなど) に対し、ミルリストの提出や農園の位置情報の確認を求めている
		☆	上記いずれにも該当しない	上記いずれにも該当しない

設問	項目	評価	クライテリア	
			商社・製油メーカー	メーカー・小売流通
4	調達慣行改善のために外部有識者の意見を取り入れている	★★★★	任命された外部専門家からの指摘事項に対してどのような対応をするのか記載がある	
		★★★	任命された外部専門家からの指摘内容が記載されている	
		★★	外部専門家が自然に関する委員等に任命されている	
		★	自然に関する委員等に任命されていない外部専門家からの環境や人権に関する指摘事項の記載がある	
		☆	外部の有識者からの指摘を受けるシステムがない	
5	サプライチェーン全体をカバーできるグリーンパス窓口を設置している	★★★★	IPLCも含めた全てのステークホルダーがアクセス可能なグリーンパス窓口が二言語以上で設定されており、グリーンパスの間合わせ内容に基づき必要に応じサプライヤーに是正要求をしている。また、何件程度の苦情が上がってきたか、苦情をどのように処理したかを開示している	サプライヤーから提供された、苦情処理の状況を開示している、 またはIPLCも含めた全てのステークホルダーがアクセス可能なグリーンパス窓口が二言語以上で設定されており、グリーンパスの間合わせ内容および、実施した苦情処理の状況を開示している
		★★★	IPLCも含めた全てのステークホルダーがアクセス可能なグリーンパス窓口が二言語以上で設定されており、グリーンパスの間合わせ内容に基づき必要に応じサプライヤーに是正要求をしている（※JaCERの登録のみを含む）	サプライヤーに生産者の声を拾えるような窓口設定および改善指導結果についての情報提供を依頼している、 またはIPLCも含めた全てのステークホルダーがアクセス可能なグリーンパス窓口が二言語以上で設定されており、グリーンパスの間合わせ内容に基づき必要に応じサプライヤーに是正要求をしている（※JaCERの登録のみを含む）
		★★	IPLCも含めたステークホルダーがアクセス可能なグリーンパス窓口を二言語以上で設定している	サプライヤーにIPLCがアクセス可能なグリーンパス窓口を多言語にて設定することを求めている、 またはIPLCも含めたステークホルダーがアクセス可能なグリーンパス窓口を二言語以上で設定している
		★	国内外のサプライヤーがアクセス可能なグリーンパス窓口がある	最低限1次サプライヤーがアクセス可能なグリーンパス窓口がある
		☆	窓口は国内取引先のみを想定して設定している	窓口は自社内または顧客のみを想定して設定している
6	森林破壊ゼロまたはNDPEを達成しうるパーム油調達方針がある ※★★★★以上を取るためには、パーム油個別方針が必要	★★★★	下記A)～H)すべての要素が方針に含まれている A) 合法性の確認、B) NDPE、C) 森林破壊ゼロ、D) HCVの開発禁止、E) HCSの開発禁止、F) 泥炭地の開発禁止、G) FPICの遵守、H)搾取の禁止（児童労働、強制労働など） ※1：B)の記載がある場合、C)、F)、H)をカバーするものとする。逆も同じ ※2：D)、E)、G)の記載がある場合、C)をカバーするものとする。逆はあてはまらない	
		★★★	A)～H)の要素のうち2個以上足りない	
		★★	B)、またはC)いずれかの記載はあるが、★★★★以上には相当しない	
		★	B)、またはC)の記載がないものの、A)、G)、H)のいずれかの記載がある、 またはFLAGにおいてパーム油を対象として森林破壊ゼロのコミットメントをしている	
		☆	上記いずれにも該当しない	
7	調達方針のScopeにパーム油およびアブラヤシ派生物を含んでいる	★★★★	方針のScopeに、パーム油、核油、派生物（誘導体等も含む）が含まれることが明記されている	
		★★★	パーム油および核油、と定義が明記されているが、派生物（誘導体等も含む）が含まれることが明記されていない	
		★★	パーム油と書かれているが、核油や派生物が含まれるかが明記されていない	
		★	農産品などを広く包括する全体方針の中にアブラヤシ由来製品も対象とする旨が明記されている	
		☆	Scopeが明記されていない、あるいはアブラヤシ由来製品に対する方針がない	
8	調達方針の適用範囲をグループ全体としている ※★以上を取るためには、設問6または設問7が★以上であること	★★★★	対象範囲を子会社までとしている	
		★★★	対象範囲を1企業（単体企業）のみに限定してはいないが、適用範囲が明確ではない	
		★★	対象を1企業のみに限定している	
		★	対象を特定事業部のみとしている	
		☆	対象範囲の記載なし	

設問	項目	評価	クライテリア	
			商社・製油メーカー	メーカー・小売流通
9	パーム油生産に関連した優先地域を特定している ※★★以下は、パーム油以外での優先地域の特定も可とする	★★★★	パーム油生産が、水質、土壌、周辺生態系に対して与える影響のそれぞれの分析結果を示した上で、農園レベルで要注意地域が特定されている旨が開示されている、または確認の結果パーム油に関連した優先地域が無かったことが明記されている	
		★★★	ミルリストなど組織のバリューチェーンが存在する地域のリストを示した上で、パーム油に関連するマテリアルな地域、または要注意地域が特定されている旨が開示されている	
		★★	バリューチェーンに関するマテリアルな地域および／または要注意地域の特定過程を示した上で、50kmメッシュ程度の解像度で優先地域が特定されている旨が開示されている	
		★	バリューチェーンに関して州レベルでマテリアルな地域、または要注意地域が特定されている、または自社が原材料生産の起点である場合、直接操業について優先地域が特定されている	
		☆	バリューチェーンに関する優先地域が特定されていない（国レベルの優先地域特定のみを含む）	
10	信頼性の高い森林破壊ゼロまたはNDPEの確認方法を設定している ※★以上を取るためには、設問6が★以上であること	★★★★	物理的な（サプライチェーン認証で繋がった）認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを確認し、土地利用の経年変化と比較することでカットオフデット以降の森林減少が無いことを確認するなどの具体的な取組がある	
		★★★	物理的な認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを確認し、認証制度では足りない部分は、第三者を入れるなど客観性が担保された農園のNDPEチェックを行う運用としている	
		★★	物理的な認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを取る運用としている	
		★	物理的な認証油を購入することに加え、サプライヤーと連携して何らかの取組を進めている（森林モニタリングシステム構築など）	
		☆	NDPE方法の確認方法が明記されていない（認証油の購入のみを含む）	
11	森林破壊ゼロまたはNDPE方針に基づいた進捗確認・改定を毎年行っている ※★以上になるためには、設問6が★以上であること ※★★以上になるためには、設問10が★★★★以上であること	★★★★	毎年、森林破壊ゼロまたはNDPE方針に基づいた進捗状況を確認し、出来ていない所は説明し、次年度の計画を設定しながら進めている	
		★★★	毎年、森林破壊ゼロまたはNDPE方針に基づいた進捗状況を確認し、出来ていない所は説明しているが、毎年の計画は明示されていない	
		★★	毎年、森林破壊ゼロまたはNDPE方針に基づいた進捗状況を確認している	
		★	毎年、何らかの方針に基づいた進捗状況は確認している（マスバランスのみ、またはマスバランス＋クレジットの購入、含む）	
		☆	進捗確認していない（クレジットの購入のみを含む）	
12	森林破壊ゼロまたはNDPEの達成目標年を設定している ※★以上となるためには、設問6が★以上であること	★★★★	2025年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を方針にしている	
		★★★	2025年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を設定している	
		★★	2030年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を設定している	
		★	森林破壊ゼロまたはNDPE目標が2031年以降に設定されている	
		☆	時限目標が設定されていない	
13	森林破壊ゼロまたはNDPE目標達成に向けたマイルストーン（中間目標）を設定している ※★以上となるためには、設問6が★以上であること	★★★★	2025年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を設定している	
		★★★	2030年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を設定し、目標達成のための途中ステップとして、毎年の数値目標を設定している	
		★★	2030年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を設定し、適切な指標を用いて測定しているが、毎年の目標はない	
		★	2030年時点での森林破壊ゼロまたはNDPE目標があるが、指標が適切ではない、または2030年時点での森林破壊ゼロまたはNDPE目標はないが、2030年時点での農園までのトレーサビリティ確認割合の目標がある	
		☆	2030年森林破壊ゼロまたはNDPE目標がない	
14	森林破壊ゼロまたはNDPEの達成度を公表している ※★以上となるためには、設問6で★以上であること ※★★以上となるためには、設問10が★★★★以上であること	★★★★	森林破壊ゼロまたはNDPEの確認が9割以上できている	
		★★★	森林破壊ゼロまたはNDPEの確認が半分以上できている	
		★★	森林破壊ゼロまたはNDPEの確認が1割以上できている	
		★	森林破壊ゼロまたはNDPEの確認が出来ている農園がある	
		☆	森林破壊ゼロまたはNDPEの確認ができていない	

6. 調査結果

	全体 [一般要件]	LEAP		ガバナンス		戦略/リスクと インパクトの管理
	設問 1	設問 2	設問 3	設問 4	設問 5	設問 6
	TNFD 提言に沿った開示を行っている	サプライヤーエンゲージメントを通じた情報収集をしている	農園までのトレーサビリティを確認している	調達慣行改善のために外部有識者の意見を取り入れている	サプライチェーン全体をカバーできるグリーンパンス窓口を設置している	森林破壊ゼロまたはNDPEを達成しうるパーム油調達方針がある
アサヒグループホールディングス株式会社	★★★★	★	☆	★	★★★★★	★
味の素株式会社	★★★★	★	★	★★★★★	★★	★★★★★
株式会社ADEKA	★	★	☆	★	★★★★	★
イオン株式会社	★★★★	★	☆	★	★★★★	★
伊藤忠商事株式会社	★★★★★	★★	★	★★	★★★★	★★★★★
植田製油株式会社	☆	☆	☆	☆	☆	☆
花王株式会社	★★★★★	★★★★★	★★★★	★★★★★	★★★★	★★★★★
カルビー株式会社	★★★★	★	★	★	☆	★★★★★
株式会社カネカ	★	☆	☆	☆	★	☆
キリンホールディングス株式会社	★★★★	★	☆	★	★★★★★	★
株式会社コーセー	★★★★★	★	☆	☆	★	★★
株式会社J-オイルミルズ	★	★	★★★★	☆	☆	★★★★★
株式会社資生堂	★★★★	★★	★	☆	★	★★★★★
株式会社すかいらーくホールディングス	★★★★★	★	☆	☆	★	★
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	★★★★	★	☆	★	★	★
株式会社ゼンショーホールディングス	☆	☆	☆	☆	☆	☆
東洋水産株式会社	★	☆	☆	☆	☆	★
日清オイリオグループ株式会社	★★★★	★★★★★	★★★★	☆	★★★★★	★★★★★
日清食品ホールディングス株式会社	★★★★	★★★★	★	★★★★	★★★★★	★★★★★
不二製油株式会社	★★★★★	★★★★★	★★★★	★★	★★★★★	★★★★★
フジパングループ本社株式会社	☆	☆	☆	☆	☆	★
三井物産株式会社	★★★★★	★	★	★★	★★★★	★★★★★
ミヨシ油脂株式会社	☆	☆	☆	☆	☆	★
明治ホールディングス株式会社	★★★★★	★	★	★★★★	☆	★★★★
山崎製パン株式会社	☆	★	★	☆	☆	★
ライオン株式会社	★★★★★	★★	★	☆	★	★★
株式会社ロッテ	★★	★	☆	★★★★★	★	★

戦略／リスクとインパクトの管理			指標とターゲット					
設問7	設問8	設問9	設問10	設問11	設問12	設問13	設問14	
調達方針の スコープにパ ーム油および アブラヤシ派 生物を含んで いる	調達方針の適 用範囲をグル ープ全体とし ている	パーム油生産 に関連した優 先地域を特定 している	信頼性の高い 森林破壊ゼロ またはNDPE の確認方法を 設定している	森林破壊ゼロ またはNDPE 方針に基づい た進捗確認・ 改定を毎年行 っている	森林破壊ゼロ またはNDPE の達成目標年 を設定してい る	森林破壊ゼロ またはNDPE目 標達成に向け たマイルスト ン（中間目標） を設定している	森林破壊ゼロ またはNDPE の達成度を公 表している	
★	★★★★	☆	☆	☆	★★★★	★★★★	☆	アサヒグループ ホールディングス(株)
★★★★	★★★★	★★	★	★	★★	★	☆	味の素(株)
☆	☆	☆	☆	★	☆	☆	☆	株ADEKA
★★	★★★★	☆	☆	☆	☆	☆	☆	イオン(株)
★★	★★★★	☆	☆	★	★★	★	☆	伊藤忠商事(株)
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	植田製油(株)
★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★	★★★★	★★★★	★★★★	花王(株)
★★	★★★★	☆	★	★	☆	☆	☆	カルビー(株)
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	株カネカ
★★	★★★★	☆	☆	☆	☆	☆	☆	麒麟 ホールディングス(株)
★	★★★★	☆	☆	★	☆	☆	☆	株コーセー
★★	★★	☆	★★	★	☆	★	☆	株J-オイルミルズ
★★★★	★★★★	☆	★★	★	☆	☆	☆	株資生堂
★	★★★★	☆	☆	☆	☆	☆	☆	株すかいらーく ホールディングス
★★	★★★★	☆	☆	★	☆	☆	☆	株セブン&アイ・ ホールディングス
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	株ゼンショー ホールディングス
★★	★★★★	☆	☆	★	☆	☆	☆	東洋水産(株)
★★	★★★★	☆	★★	★	☆	☆	★	日清オイリオ グループ(株)
★★	★★★★	★★★★	★★	★	★★	★	☆	日清食品 ホールディングス(株)
★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	不二製油(株)
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	フジパングループ 本社(株)
★★★★	★★★★	★	☆	★	☆	☆	☆	三井物産(株)
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	ミヨシ油脂(株)
★★	★★★★	☆	★	★	☆	☆	☆	明治 ホールディングス(株)
☆	★★	☆	☆	☆	☆	☆	☆	山崎製パン(株)
★★★★	★★★★	★★★★	☆	★	☆	☆	☆	ライオン(株)
★	★★★★	☆	☆	★	☆	☆	☆	株ロッテ

7. 考察

本調査の結果において、着目すべき点について解説を下記にまとめた。金融機関は事業会社と対話する際のヒントとして、事業会社は自社の取組改善のヒントとして活用いただきたい。

※各設問のクライテリア詳細は、第5章(P.9-11)参照のこと

1 TNFD 提言に基づく開示構造の整理

設問1 TNFD 提言に沿った開示を行っている



本設問において★★★★以上の評価を得た企業が一定数存在し、日本企業においてもTNFD提言に沿って各社の自然に関するガバナンス、戦略、リスクとインパクト管理、指標と目標の開示対応が進みつつある状況が確認された。

一方、TNFDは自然関連リスクおよび機会に関する情報開示を通じて、資金の流れを自然にポジティブな方向へと転換していくことを目的としている。この意味において、TNFDは単なる開示フレームワークではなく、企業活動および資本配分の双方をネイチャーポジティブな方向へ導くことを志向するものである。こうした視点から見ると、企業に求められるのは、開示の充実そのものだけではなく、自然への依存および影響を踏まえた上で、事業運営と意思決定を実質的に変革していくことである。とりわけNGOの視点では、企業の取組が実際に自

然への負の影響の回避・軽減につながり、さらには回復や再生に寄与しているかが重要であり、開示はその結果を示す手段と位置づけられる。

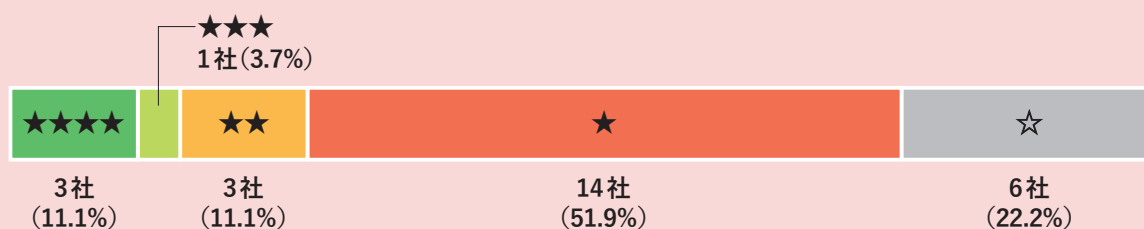
開示は目的ではなく変革の結果として位置づけられるべきものであり、その前提として、自社の自然との関係性を的確に把握し、それを基にした対応を一貫して実行することが求められる。本調査では、こうした対応を実効的なものとするため、★★★★評価ではダブルマテリアリティでの開示であるか明言しているかを重視している。特にパーム油のようなリスクコモディティでは、影響の多くがバリューチェーン上流で発生するため、農園レベルでの対応が必要となる。まずは自社の調達に伴う依存・影響関係を把握し、その上でガバナンスと実務の双方を強化するプロセスを統合的に実装することが企業の対応の中核となる。



2

サプライヤーの巻き込み

設問2 サプライヤーエンゲージメントを通じた情報収集をしている



サプライヤーに対する環境・人権面のアンケート調査等の実施は、多くの企業において取り組まれるようになっており、★評価も14社と半数以上を占めている。森林破壊ゼロやNDPEを達成するには生産現場の情報が無ければ確認が難しいため、サプライヤーとの連携が必要不可欠である。企業はいかにサプライヤーとも連携しながら、どのように必要な情報を入手していくかが問われている。

例えば次のステップとしては、一次サプライヤーに対し森林破壊ゼロ／NDPE方針を持っているか確認したり、二次・三次サプライヤーの情報をどう把握していくか検討したり、確認できることはさまざまある。既存のアンケート調査がある場合は、調査項目に具体的な質問項目を追加していくことを検討することも有効である。

コラム
1比較可能性を補完する：
TNFD 開示を読み解くための視点

TNFDは、自然関連情報の一部について企業間の比較可能性を確保することができるフレームワークである。特に指標の領域では一定の共通性が確保されている。一方で、ガバナンス、戦略、リスクとインパクト管理といった中核部分については原則ベースの記述が中心であり、何をどの程度開示するかは企業ごとの判断に委ねられている。そのため、TNFD開示の形式のみをもとに企業間比較を行うことには現時点で限界があり、記載内容の粒度や範囲には大きな差が生じうる。

さらに、TNFDはマテリアリティの適用について複数のアプローチを認めており、その結果として開示内容の深度や焦点にもばらつきが生じうる。こうした構造のもとでは、単に開示の有無や記述の形式を見るだけでは、企業の実質的な対応状況を十分に把握することは難しい。

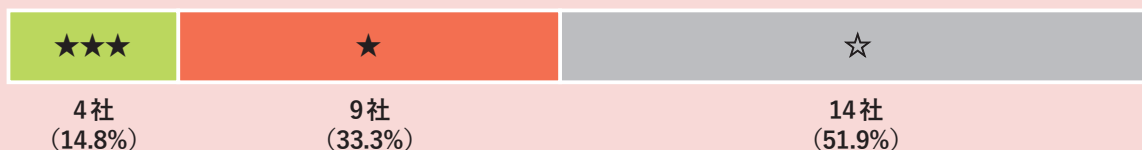
加えて実務上は、TNFD開示には含まれていないものの、サステナビリティレポート等の他の媒体において重要な取組が記載されている場合も少なくない。しかし、TNFD開示の読者にとっては、各社がTNFDの4つの柱に基づいて記載した内容に加え、それ以外の関連情報も含めて総合的に理解することが、実質的な取組水準を把握する上で重要である。

さらに、自然への影響評価の観点からは、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った対応の質や一貫性が問われるため、単なる指標比較では十分ではない。このような状況において、本ベンチマークは、TNFD開示に加えて関連する公開情報を横断的に整理し、企業の取組の全体像を読み解く視点を提示することで、比較可能性の補完と実質的理解の深化に寄与するものである。

3

依存も影響も、全てはトレーサビリティから

設問3 農園までのトレーサビリティを確認している



★★★★および★★…0社

農園の位置情報を確認できている企業は少なく、サプライヤーにトレーサビリティの確認を求めている企業も半数を占めている。特にバリューチェーン下流に位置するメーカーや小売にとって、農園の位置情報の確認は自力では不可能であるからこそ、サプライヤーの協力が鍵となる。

調達するパーム油のリスク分析をする際、多くの日本企業が最初に壁に当たる点は、どこで生産されているかが分からないことである。環境面のリスクは場所に依存するため、森林破壊リスクや泥炭地開発リスクが高い場所は、国や州・県レベルでも評価には限界があり、地区・

地域レベルで調達先を把握することが望ましい（国や県レベルで大まかなリスク把握をすることは有益だが、それだけでは調達量全体が高リスクの可能性があり、といった評価になりかねないため）。

第一ステップとしてのリスク把握では、リスクが特に高い調達地を特定し回避もしくは改善指導をすることになるが、トレーサビリティが無いと次のステップに進めない。また、今後農園において土壌改良や温室効果ガス排出量削減を目的として、農法改善や再生農業を導入する際にも、自社のバリューチェーン上の農園で実施するにはトレーサビリティが不可欠である。

コラム
2

パーム油の合法性確認とは

方針は各企業の姿勢や目指すべきゴールを記載するものであるため、定型文はないものの、含めるべき文言や理解しておくべきポイントは複数存在する。そのうち大きなポイントの1つは「方針で約束した内容が達成されたことを、どう確認するか」という問いとなる。

たとえば、パーム油個別の調達方針にも、調達物全般に対する「サステナブル調達方針」や「責任ある調達方針」にも、「合法性」という文言がほぼ100%含まれている。一方で、小規模農家へRSPO認証取得支援を進める中で非常に困難を極めるのは、農家が事業許可証を持たずにアブラヤシを栽培している場合、農園の合法性が直ちに確認できないという点にある。インドネシアでは、25ha未満の小規模農家に対し、STDB (Surat Tanda Daftar

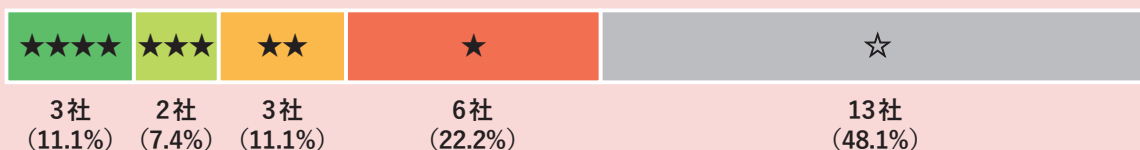
Budidaya) と呼ばれる栽培許可証の取得を求めており、土地の合法性を証明する書類と言える。自社が調達するパーム油の合法性を確認するという意味は、バリューチェーン上の全ての農園が必要書類を保持していることを確認している、ということも含まれるのである。

多くの企業が、持続可能なパーム油調達を約束しているが、持続可能性には環境面、人権面だけではなく、合法性も当然含まれる。合法性の確認は比較的簡単と認識されがちだが、それぞれのコモディティにおいて特有の確認ポイントがある。重要なことは、まずサプライヤーとも連携しながら、情報収集できる体制を整えておくことと言える。

4

PDCAを積み重ねる必要性

設問4 調達慣行改善のために外部有識者の意見を取り入れている



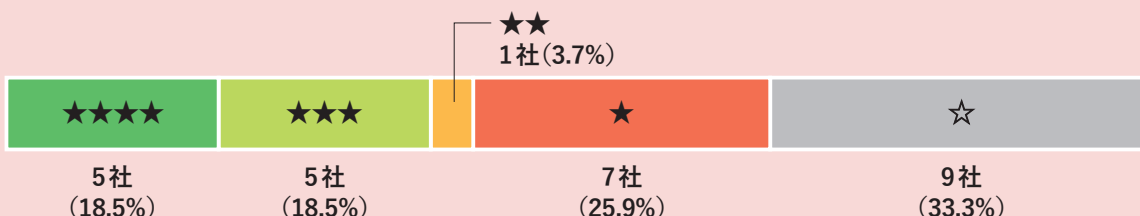
外部専門家から何らかの形でインプットを得ている企業は14社あった。調達方針の改定・改善や、環境・人権デューデリジェンス体制はもちろん、国際的な潮流として取り組むべきポイントなど、情報収集を定期的に行い改善していくことが望ましい。そのためには、社内の人

員だけではなく、学識者、国際機関・NGOなど各分野の専門知識や最新情報を持っている社外専門家から体系立って情報を入手し、経営層に情報を共有する体制を整えておくことも重要となる。

5

課題把握ができるシステムの導入

設問5 サプライチェーン全体をカバーできるグリーンバンス窓口を設置している



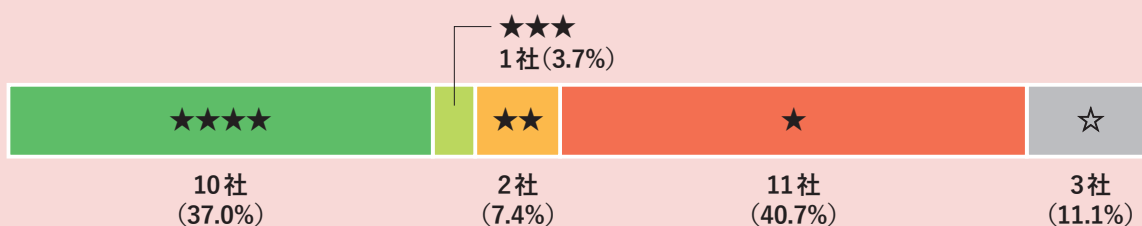
通常、調達方針では環境面と社会面の両面がゴールとして設定される。森林破壊の有無などは農園の場所が分かれば衛星データで確認ができる等、環境面は比較的技術的な対応が可能なが多い。一方社会面は、農園労働者が強制労働させられていないかなど、課題が存在しないことを確認しなければならない場面も多く、トレーサビリティが取れていても必ず確認ができるとは言い切れないこともある。

そこで重要なことは、認証の年次監査など定期的なチェックだけではなく、被害を受ける側から声をあげられるスキームを整えておくことである。その手法の1つがグリーンバンス窓口の設置であり、本調査では生産現場も含めた弱い立場の人たちが声をあげられる場所があるかどうかを重視した。

★★★★評価は5社おり、取引先に限らずサプライチェーン上の関係者であれば苦情申し立てができること、日本語だけではなく複数言語に対応していること、実際の苦情処理の件数や対応状況を開示していることは非常に評価できるポイントである。ただし、バリューチェーンの最上流に位置する生産者にとって、自分たちが栽培したパーム油がどのようなバリューチェーンを辿るか知ることには難しいため、課題があったとしても日本企業に対し直接声をあげることは不可能に近い。つまり、より課題を把握しやすくするためには、自社で窓口を設置するだけではなく、サプライヤーに対して同様の窓口設置や対応、情報共有を求めることも日本企業にとっては重要なアクションとなる。

調達方針の策定はスタートポイント

設問6 森林破壊ゼロまたはNDPEを達成しうるパーム油調達方針がある



現在、多くの日本企業において「サステナビリティ方針」「責任ある調達方針」といった、いわゆるコミットメントを策定し公開することが当然になってきた。この流れは非常に歓迎すべきことであり、未策定もしくは未公開の企業においてはぜひ一日も早く、自社の経営方針の一環として開示することを推奨したい。

本調査の対象企業27社だけを見ても、森林リスクコモディティ²であるパーム油の調達方針として設定すべきと国際的に認識されている「森林破壊ゼロ／NDPE方針」を策定している企業は10社と未だ半数に満たない。ま

たパーム油方針がない、もしくは公開していない企業は3社あった。業種別に見てみると、日本ではサプライヤー側となる製油メーカーや商社の調達方針策定は比較的進んでおり、化学原料、飲料、製パン、小売・外食企業の取組が遅れている。

調達方針の策定は、企業の森林破壊リスクからの回避だけではなく、GHG削減にも繋がる活動のスタート地点となる。方針がなければ取組が進まないため、まずは「森林破壊ゼロ／NDPE方針」を策定・公開するところから始めるべきである。

クライテリア		社名
A) 合法性の確認	E) HCSの開発禁止	
B) NDPE	F) 泥炭地の開発禁止	
C) 森林破壊ゼロ	G) FPICの遵守	
D) HCVの開発禁止	H) 搾取の禁止	
★★★★★	A)～H)すべての要素が方針に含まれている ※1：B)の記載がある場合、C)、F)、H)をカバーするものとする。逆も同じ ※2：D)、E)、G)の記載がある場合、C)をカバーするものとする。逆はあてはまらない	味の素(株)、伊藤忠商事(株)、花王(株)、カルビー(株)、(株)J-オイルミルズ、(株)資生堂、日清オイリオグループ(株)、日清食品ホールディングス(株)、不二製油(株)、三井物産(株)
★★★★	A)～H)の要素のうち2個以上足りない	明治ホールディングス(株)
★★★	B)、またはC)いずれかの記載はあるが、★★★★以上には相当しない	(株)コーセー、ライオン(株)
★	B)、またはC)の記載がないものの、A)、G)、H)のいずれかの記載がある、またはFLAGにおいてパーム油を対象として森林破壊ゼロのコミットメントをしている	アサヒグループホールディングス(株)、(株)ADEKA、イオン(株)、麒麟ホールディングス(株)、(株)すかいらくホールディングス、(株)セブン&アイ・ホールディングス、東洋水産(株)、フジパングループ本社(株)、ミヨシ油脂(株)、山崎製パン(株)、(株)ロッテ
☆	上記いずれにも該当しない	植田製油(株)、(株)カネカ、(株)ゼンショーホールディングス

2. 森林減少の原因となるコモディティのこと。SBTNのHigh Impact Commodity List V1.1では、木材、紙パルプ、パーム油、天然ゴム、牛肉、大豆、カカオなどがあげられている。

<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2024/07/High-Impact-Commodity-List-v1-1.xlsx>

7

方針は文言だけではなく、スコープ設定も重要

設問7 調達方針のスコープにパーム油およびアブラヤシ派生物を含んでいる



設問8 調達方針の適用範囲をグループ全体としている



調達方針は目標が設定されていることだけではなく、どの原料を対象としていて（設問7）、どの企業・関連会社に適用される方針なのか（設問8）を明記することも重要である。

設問7では対象27社中10社が「パーム油」とだけ記載していたが、使用している場合は核油や派生物と呼ばれるアブラヤシ由来原料が含まれている必要があるため、「パーム油、核油、派生物（以下、パーム油とする）」「パーム油（核油および派生物を含む）」といった説明が無いとパーム油だけの話をしているのが曖昧なままになってしまう。

仮に核油や派生物の使用量がゼロなのであれば、パーム油のみを対象としている理由として十分であるが、その旨を記載することが重要となる。何ら説明なく「パーム油」とだけ書かれていると、意図的に対象物を明示していないのか、使用していないために対象外としているの

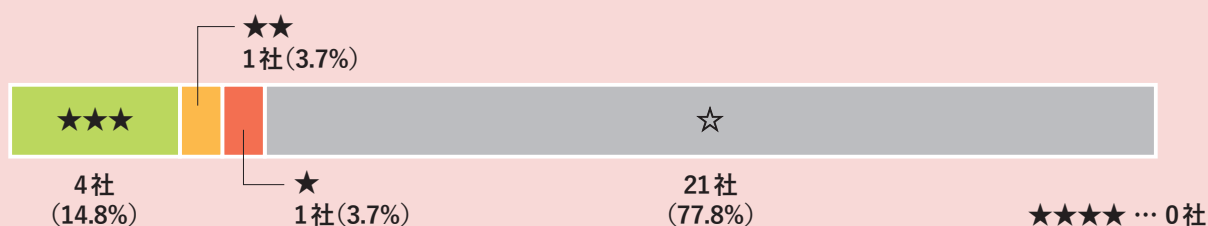
か、外部からの判断が難しいためである。

同じく、調達方針の適用範囲は親会社や一部の事業会社だけではなく、グループ全体でアブラヤシ由来原料を調達している会社をすべて含めるべきである。日本ではグループ会社という言葉に明確な共通定義が存在しないが、設問8では〇〇グループとしている企業が★★★★の8社と多く、企業によって定義が異なる可能性があるため、個社名の列記、もしくは子会社と記載することを推奨する。

また各社の調達方針では、どのような状態の森を「森林」とするかなど、定義が記載されていないことが多くあった。目標を設定したとしても範囲が不明確に見えるのは、大きな損失でもある。Accountability Framework initiative (AFi)³では、国際的に認知される共通の定義をまとめているため、「AFiに準拠する」と明記しておくことも有用な手段となる。

3. <https://accountability-framework.org/the-accountability-framework/download-the-full-framework/>

設問9 パーム油生産に関連した優先地域を特定している



多くの企業において、優先地域の特定に関する開示は十分とは言えなかった。TNFDに基づきロケーションに紐づいた分析や優先順位付けの必要性は認識されているものの、具体的な影響の発生地点に結びついた特定には至っていないケースが多い。

この背景として、バリューチェーン上流に関するトレーサビリティの不足が大きな要因と考えられる。優先地域の特定は本来、自然への影響が発生する場所に基づいて行う必要があるが、調達地点が十分に特定されていない場合、分析は必然的に抽象度の高い地域レベルにとどまる。その結果、リスクの所在や対応の優先順位が不明確となり、実効的な管理に結びつかない。

一方で、優先地域の特定を一定程度実務化している事例も確認される。具体的には、ミルリスト（バリューチェーン上の一次搾油所のリスト）の位置情報を起点として、その周辺の範囲を分析し、森林、泥炭地、生態系保全上重要な地域との重なりなどを評価するアプローチである。この方法により、完全な農園レベルのトレーサビリティがなくとも、地理的に一定の意味のある単位で優先地域を特定することが可能となる。

さらに、バリューチェーン上流の情報がより詳細に把握

されている場合には、分析は一層精緻化される。具体的には、特定の調達地域に紐づけて、森林減少リスクや土地利用変化、地域社会への影響などを統合的に評価し、優先地域を特定することが可能となる。このようなアプローチは、自然への影響を「どこで起きているか」と結びつけて理解する点で、TNFDのロケーションベースの考え方を最も体现している。

重要なのは、こうした分析が必ずしも一部の先進的な企業に限定されるものではない点である。トレーサビリティが限定的な場合であっても、ミルリスト等の既存情報を活用した空間分析は実施可能であり、多くの企業にとって現実的なアプローチとなり得る。また、バリューチェーン下流に位置する企業であっても、自社で分析を実施するのではなく、サプライヤーに対して同様の情報開示や分析を求めることは可能である。

以上を踏まえると、優先地域の特定が不十分である主因は、現場での技術的な制約というよりも、トレーサビリティの確保およびその活用に対する取組の差にあると考えられる。ロケーションに基づく分析を実効的なものとするためには、完全なトレースの実現を待つのではなく、利用可能なデータを前提に段階的に精緻化していくアプローチが重要である。

方針への適合を確認する方法の質

設問10 信頼性の高い森林破壊ゼロまたはNDPEの確認方法を設定している



パーム油の場合、これまではRSPO認証油のような国際的に信頼できる認証制度を活用し、調達物を切り替えることで持続可能なパーム油を調達していると主張することが出来た時期もあった。しかし日本ではマスマラズと呼ばれる認証油と非認証油がミックスされているパーム油の調達が多いこともあり、調達したパーム油自体が森林破壊ゼロ／NDPEを満たしていることを証明することが難しい。そのため方針達成の確認には農園までのトレーサビリティと農園における確認が必要とされるようになってきている。

本調査では、設問6で調達方針の質を評価しているが、

合わせて設問10の方針適合の確認方法が正しく設定されているか、が特に重要となる。例えば設問6で★★★★★であっても、設問10が★である場合、調達方針への適合を確認できるシステムが社内にはない、ということの意味する。なお、設問6が★★★★★であった企業10社中、設問10も★★★★★であったのは花王株式会社と不二製油株式会社の2社のみであった。

下表にあげている企業は、設問6において★★★★★と評価した企業のみであり、設問6が★★★以下の企業はまずは調達方針のアップデートに取り組むことが望ましい。

	クライテリア	社名 (設問6が★★★★★の10社のみ)
★★★★★	物理的な認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを確認し、土地利用の経年変化と比較することでカットオフデイト以降の森林減少が無いことを確認するなどの具体的な取組がある	花王(株)、不二製油(株)
★★★★	物理的な認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを確認し、認証制度では足りない部分は、第三者を入れるなど客観性が担保された農園のNDPEチェックを行う運用としている	該当なし
★★★	物理的な認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを取る運用としている	(株)資生堂、日清食品ホールディングス(株)、 (株)J-オイルミルズ、日清オイリオグループ(株)
★★	物理的な認証油を購入することに加え、サプライヤーと連携して何らかの取組を進めている	味の素(株)、カルビー(株)
★	NDPEの確認方法が明記されていない (認証油の購入のみを含む)	伊藤忠商事(株)、三井物産(株)

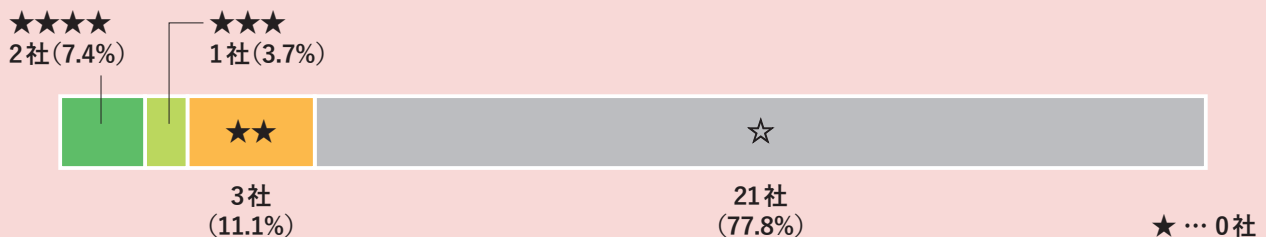
※バリューチェーンが下流になるほど、自社単独でのトレーサビリティ確認は難しくなるため、確認にはサプライヤーとの連携が不可欠となる。

※森林破壊の有無は、RSPOのセグリゲーション以上を調達することで確認が可能だが、人権課題が無いことを認証制度のみで証明することは困難であるため、農園も対象としたグリーンバンスシステムを併用するなど、問題があれば検知できるような体制を整えることが重要となる。

設問11 森林破壊ゼロまたはNDPE方針に基づいた進捗確認・改定を毎年行っている

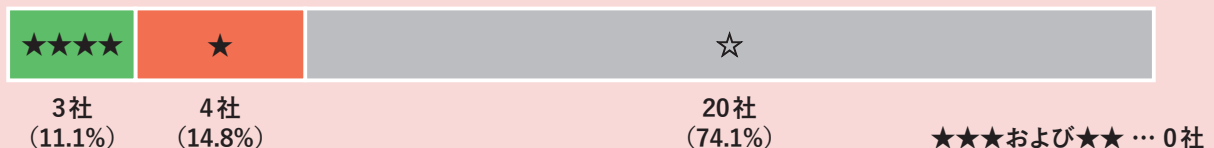


設問12 森林破壊ゼロまたはNDPEの達成目標年を設定している

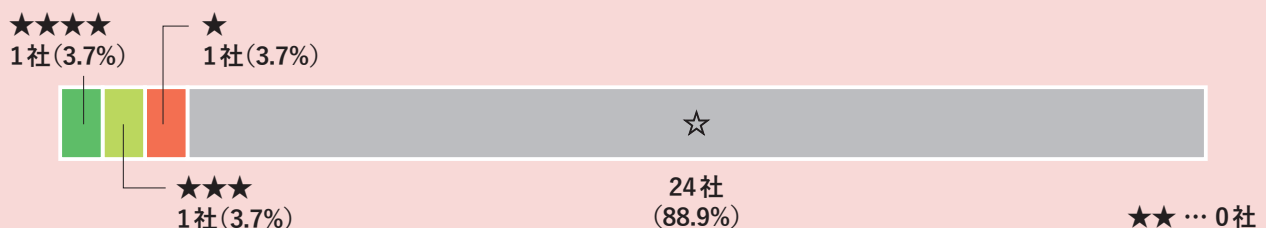


※★★★★のクライテリアを「2025年森林破壊ゼロまたはNDPE目標を方針にしている」としているが、本設問においては目標達成有無ではなく、2025年目標を目指していた点を評価している。本調査を実施した時点では、2025年目標が達成できたかどうかは開示されておらず確認することが難しいが、2025年目標を設定している各企業には次の開示において達成状況や、未達の場合は目標更新を期待する。

設問13 森林破壊ゼロまたはNDPE目標達成に向けたマイルストーン(中間目標)を設定している



設問14 森林破壊ゼロまたはNDPEの達成度を公表している



設問6で森林破壊ゼロ／NDPE方針を持つ企業は10社であった。対して設問10-14では、各企業が方針を設定した上でどのように目標を達成しようとしているか、進捗の開示をしているかという目標や開示内容の質に注目した。結果、一部企業を除き全体的に開示が不足しているという結果となった。これは評価に必要な情報が開示されていなかったことを意味するが、開示されていないことは一般の目から見て実施していないのと同義である。また、森林破壊ゼロ／NDPE方針をたとえ策定・

公開していたとしても、進捗を示せる取組が無ければ、開示が難しいということを示す。

企業は毎年開示をするにあたり、KPIが方針達成に必要な条件を満たしているか、常に進捗をデータとして保持しているか、が重要となる。また、企業の開示を確認する金融機関などのステークホルダー側は、調達方針のゴール設定が十分か、適切なKPIが設定されているかを見分ける判断軸を持つておく必要がある。

SBTi FLAGをはじめとして、2025年までに森林破壊ゼロを達成することが求められていた中で、森林破壊ゼロの目標年を2025年に設定していた企業もあった。しかし、2025年末までに目標達成ができた企業はほぼ存在しない。それに対して最近よく「目標年が過ぎたがどうすればいいか」という質問を受けるが、2030年とわずでできる限り早く達成すべき、というのがWWFジャパンとしての見解である。

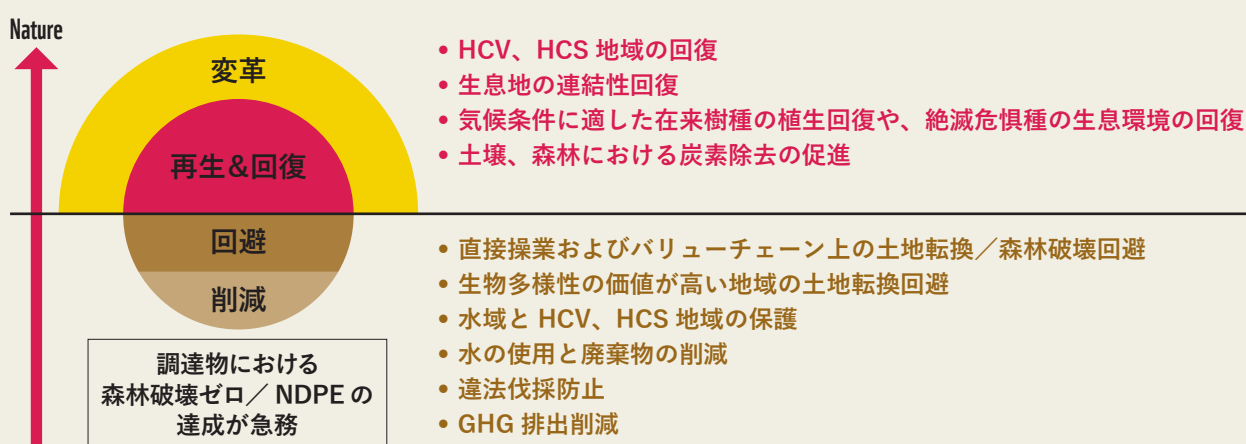
SBTiが公開した“Forest, Land and Agriculture Science-based Target-setting Guidance Ver. 1.2”⁴では、既存企業が更新する場合は「更新申請から2年以内、かつ遅くとも2028年12月31日まで」、新規企業については「FLAG目標提出日から2年以内、かつ遅くとも2030年12月31日まで」とされている。森林リスクコモディティを調達する企業に残されている時間は少ないため、早急にできることを見つけ動き出す時である。

コラム 3

取組の順番(ミティゲーションヒエラルキー)

ネイチャーポジティブを目指して多くの企業が取組を進めていく中で、気を付けなければならないことは、取組には順番があるという点である。例えば、森林リスクコモディティを多く調達しているにも関わらず、森林破壊ゼロの確認も調達先の生産現場改善にも投資せず、バリューチェーンと無関係な場所にある森林保全活動をしている場合、その企業の実績はマイナスのままネイチャーポジティブに進むことは難しい。

ネイチャーポジティブを達成するためには、まず自社のマイナスインパクトをゼロに持っていくことが急務である。森林リスクコモディティを調達している企業にとって大きなマイナス要因の1つが調達物における森林破壊による影響であり、森林破壊ゼロ/NDPEが確認できなければ自然への負の影響をゼロにすることが難しい。その上で更に、これまで負荷をかけてきた森林や保護すべき土地を再生・回復していくことでプラスへと転換していかなければならない。



4. https://files.sciencebasedtargets.org/production/files/SBTiFLAGGuidance.pdf?_gl=1*370pox*_gcl_au*MTk5NjY2OTU0My4xNzgxMDU5NTY2*_ga*MTk5NjY2OTU0My4xNzgxMDU5NTY2*_ga_22VNHNTFT3*czE3ODEwNTk1NjUkbzEkZzAkDE3ODEwNTk1NjUkajYwJGwwJGgxNTQ4Mjc2MTM3
SBTi FLAG ガイダンス V1.0 または V1.1 の FLAG-C4 に準拠し検証済みの FLAG 森林破壊防止コミットメントを有する企業は、既存コミットメントを維持することが推奨される。コミットメントの更新を選択した企業は、以下を行うものとする。
• SBTiによる検証のために更新されたコミットメントを提出してから2年以内、かつ2028年12月31日までに、更新された目標を設定すること。
• コミットメントを改定する前に、以前のコミットメントに対する達成状況(障壁や障壁に対処するための措置を含む)を公表すること。
といった記載もあり。

8. おわりに

本調査は第2章で述べている通り、自然関連課題への対応状況、とりわけTNFD提言に沿った情報開示および取組の現状を把握・評価することを目的として実施したものである。

近年、企業の情報開示に対する要求が高まっていることは非常に歓迎すべきことである一方、形式的な開示のみを求めて取組実態の確認を疎かにすることは本末転倒と言える。開示する側の企業は、開示を目的とした表層的な情報整理に留まるのではなく、環境・人権面の本質的な課題を理解し、バリューチェーンを通してどう改善するかをまず検討すべきである。そうした取組を進めていけば自ずと情報開示の質も上がっていく。

対して、金融機関や政府など、開示を要求する側には開示された情報が本当に地球規模の深刻な課題解決に寄与し得る取組なのかを判断する能力が必要となる。それなしに開示だけを求め続ければ、開示の技術に優れただけの企業が評価されかねないため、どのような情報を開示するように求めるかも重要なポイントである。

本調査では、設問6の「森林破壊ゼロ／NDPEを達成しうる」方針があるかどうかが中心的な設問となっている。本来的にはパーム油の調達のネガティブ面を避けるだけでなく、パーム油を調達しつつもネイチャーポジティブを目指すことが期待されることから、調査の設計段階ではその取組の程度を確認することも検討した。しかし、日本企業の多くがネイチャーポジティブに向けたプロセスの途上にすぎない森林破壊ゼロを達成できていないため時期尚早と判断し、クライテリアを低めに設定せざるを得なかった。

TNFD提言の戦略Bには「自然関連のコミットメントを行い、自然関連のターゲットを設定し、および／または自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対処するための自然移行計画を策定した組織は、そのコミットメント、その達成方法、およびGBF⁵の目標とターゲットとの整合性について説明すべきである」との記載があり、企業は一刻も早く「自然の再生・回復を目指す」ための移行計画を設定すべきであることを最後に強調したい。

5. 昆明・モンリオール生物多様性枠組 (Global Biodiversity Framework)

TNFD 提言との対応関係および 評価設問の考え方

本調査における評価設問は、TNFD 提言および関連ガイダンスを基礎としつつ、パーム油調達という特定の文脈において企業に求められる実務的対応を明確化することを目的として、WWF ジャパンが整理・具体化したものである。

TNFD は、自然関連の依存・影響・リスクおよび機会に関する情報開示のための国際的なフレームワークであり、「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「指標と目標」の4つの柱に基づき、企業に対して開示の内容と構造を提示している。一方で、その多くは原則ベースで記述されており、「何を開示すべきか」については一定の方向性が示されているものの、「自然の悪化に対して具体的にどのような行動をとるべきか」については、必ずしも明示的かつ網羅的に示されているものではない。

例えば、TNFD は企業に対してリスク管理の枠組みの開示を求めているが、それらの前提となる具体的な対応内容（調達方針の設計、トレーサビリティの確保、サプライヤー管理等）については、個別に断片的な示唆はあるものの、「望ましい取り組み」という形で提示されていないこともある。

しかしながら、実際には、こうした具体的な対応が存在してはじめて、意味のある開示が成立する。すなわち、企業の開示はそれ自体を目的とするものではなく、その基盤となる取組や意思決定の結果として位置づけられるべきものである。

この認識に基づき、本調査では TNFD の提言および各種ガイダンス（食料・農業セクターガイダンス⁶、バリューチェーンに関するガイダンス⁷、IPLC とのエンゲージメントガイダンス⁸、自然移行計画ガイダンス⁹等）を横断的に参照し、パーム油調達における主要な論点を抽出した。そのうえで、「企業が実際にどのような行動をとっているか」、および「その内容がどの程度外部に開示されているか」という両面から評価可能な設問として再構成している。

したがって、本調査の評価軸には、TNFD の開示要求を前提としつつも、その背後にあるべき具体的なアクションを織り込んでいる項目が含まれる。これらは単なる開示の有無を確認するものではなく、「適切な開示を行うために不可欠な取組が実施されているか」を問うものである。言い換えれば、本調査は「開示のための開示」を評価するのではなく、「開示を成立させる実態としての取組」を評価の対象としている。

本調査の設問群は、TNFD の記載内容を単純に置き換えたものではなく、その方向性を踏まえたうえで、実務において求められる行動レベルに翻訳・再構成したものである。これは、企業が将来的に目指すべき望ましい取組および開示の具体像を示すことを意図している。

以下では、各設問について、その設定の根拠となる TNFD 等の該当箇所とともに、どのような考え方に基づいて評価項目として具体化したのかを示す。

6. Additional sector guidance Food and agriculture Version 1.0

7. Guidance on value chains Version 1.0

8. Guidance on engagement with Indigenous Peoples, Local Communities and affected stakeholders Version 1.0

9. Guidance on nature in transition plans Version 1.0

設問		代表的な参照箇所
1	TNFD 提言に沿った開示をしている	TNFD 提言 一般要件 バリューチェーンに関するガイダンス Box 1
2	サプライヤーエンゲージメントを通じた情報収集をしている	食料・農業セクターガイダンス P9
3	農園までのトレーサビリティを確認している	食料・農業セクターガイダンス P19
4	調達慣行改善のために外部有識者の意見を取り入れている	TNFD 提言 P48
5	サプライチェーン全体をカバーできるグリーンバンス窓口を設置している	IPLC とのエンゲージメントガイダンス PP26-27
6	森林破壊ゼロまたは NDPE を達成しうるパーム油調達方針がある	食料・農業セクターガイダンス 全体 自然移行計画ガイダンス P38、P55
7	調達方針の範囲にパーム油およびアブラヤシ派生物を含んでいる	食料・農業セクターガイダンス P29 食料・農業セクターガイダンス Annex 2
8	調達方針の対象をグループ全体としている	バリューチェーンに関するガイダンス P9
9	パーム油生産に関連した優先地域を特定している	TNFD 提言 PP52-54
10	信頼性の高い森林破壊ゼロまたは NDPE の確認方法を設定している	食料・農業セクターガイダンス P9 食料・農業セクターガイダンス Box 2
11	森林破壊ゼロまたは NDPE 方針に基づいた進捗確認・改定を毎年行っている	LEAP ガイダンス P3 食料・農業セクターガイダンス P3
12	森林破壊ゼロまたは NDPE の達成目標年を設定している	TNFD 提言 PP58-59 など
13	森林破壊ゼロまたは NDPE 目標達成に向けたマイルストーン（中間目標）を設定している	TNFD 提言 PP58-59 など
14	森林破壊ゼロまたは NDPE の達成度を公表している	食料・農業セクターガイダンス セクター別コア 開示指標 FA.C.1.0

設問 1

TNFD 提言に沿った開示をしている

主な参照箇所：TNFD 提言 PP41-43、バリューチェーンに関するガイダンス Box1 など

TNFD は開示フレームワークの構造として基本概念、一般要件、開示提言の一式で構成されている。TNFD の一般要件では、「一般目的財務報告書の主要な利用者およびその他のステークホルダーのために明確性と透明性を確保するために、組織は上記の提言に従い、採用したマテリアリティ・アプローチを明示すべきである¹⁰⁾」とされ、適用したマテリアリティの考え方を明らかにすることが求められている。

マテリアリティ・アプローチには「ファイナンシャル・マテリアリティ」「インパクト・マテリアリティ」の2種類があり、TNFD 提言では少なくとも「ファイナンシャル・マテリアリティ」に相当する開示を行い、必要性・自主性に基づき「イン

パクト・マテリアリティ」も開示するという事となっている。

一方、TNFD のバリューチェーンに関するガイダンスには「GBF のターゲット 15 に合致しようとする組織は、グローバルベースラインに追加される情報を特定するために、インパクト・マテリアリティの観点の適用を検討することが望ましい¹¹⁾」との記載がある。本調査では、パーム油のように上流での自然への影響が大きいコモディティを扱う企業においては、ネイチャーポジティブに向けて移行していくためにも、ダブルマテリアリティの観点から評価が行われることが不可欠であると考え、当該観点に基づく記載の有無を評価項目として設定した。

10. TNFD 提言 P43

11. バリューチェーンに関するガイダンス P10 Box 1

設問2

サプライヤーエンゲージメントを通じた情報収集をしている

主な参照箇所：食料・農業セクターガイダンス P9 など

TNFDの食料・農業セクターガイダンスにおいて、食品・農業関連の組織は、バリューチェーンの上流および下流のパートナーから、より多くの自然関連データを収集するためのプロセスと能力を構築する必要がある¹²とされている。

本調査では、パーム油の影響が主に上流で発生し、必須の確認事項は森林破壊がないことであることを踏まえ、その体系的実施状況を評価項目として設定した。

設問3

農園までのトレーサビリティを確認している

主な参照箇所：食料・農業セクターガイダンス P19 など

トレーサビリティの確保は、自然への依存・影響分析を進めるうえの第一歩であり、LEAPアプローチのLに相当し、企業が取り組む中長期のプロセスである。TNFDの食料・農業セクターガイダンスでは、農産物を直接購入している企業等、バリューチェーンの上流に位置する企業は農園の

正確な位置情報を把握する必要があるとし、間接的に購入するバリューチェーンのより下流に位置する小売業や製造業者も集荷園（パーム油であればミルなど）の把握などから始め、段階的にトレーサビリティ確保を進めていく必要がある¹³としている。

設問4

調達慣行改善のために外部有識者の意見を取り入れている

主な参照箇所：TNFD提言 P48 など

TNFD提言の「ガバナンス」では、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関する取締役会や経営陣の監督、役割の説明が開示推奨項目である。「ガバナンスA.」では、「取締役会の審議を支援するために、外部の専門家アドバイザーや科学的アドバイザーなどの当該問題の専門家を利用する場合は、その利用¹⁴」との記載がある。パーム油の持続可能

性の確認について企業が社内の知見だけでなく、外部専門家の意見を参照する事例はよく見られるが、外部専門家の関わり方については体系立った意見の収集から、年1回の対話といったものまで様々である。任命された専門家の意見が、どのように組織のガバナンスに関与し得るのかという視点で指標を整理した。

設問5

サプライチェーン全体をカバーできるグリーンバンス窓口を設置している

主な参照箇所：IPLCとのエンゲージメントガイダンス PP26-27 など

TNFDは先住民族や地域社会（IPLC）がその土地の自然に関する知見を持っているとともに、自然へのマイナスの影響に対しても脆弱であるとの認識を示しており、IPLC等へのエンゲージメントに関するガイダンスを公表している。

IPLCとのエンゲージメントガイダンスの4.1.3¹⁵では、IPLCや影響を受けるステークホルダーがアクセスできるグリー

バンスメカニズムと、是正措置の必要性が言及されている。自社の社員や取引先がアクセスできるグリーンバンスメカニズムが重要であることは論をまたないが、本設問ではそれらに加え、農園等のバリューチェーンの上流に所在する関係者がアクセスできるグリーンバンスメカニズムの有無、言語によるアクセスのし易さ、もしあった場合には苦情処理の状況の開示が行われているかを確認する設問とした。

12. 食料・農業セクターガイダンス P9

13. 食料・農業セクターガイダンス P19

14. TNFD提言 P48

15. IPLCとのエンゲージメントガイダンス PP26-27

設問6

森林破壊ゼロまたはNDPEを達成しうるパーム油調達方針がある

主な参照箇所：食料・農業セクターガイダンス全体、自然移行計画ガイダンス P38、P55 など

TNFDの食料・農業セクターガイダンスでは、森林破壊リスクがあるコモディティの一つにパーム油が明示されており、当該リスクの把握と管理の重要性が示されている。

自然移行計画ガイダンスでは、バリューチェーンの変化を実現する手段として新たな調達方針の導入が例示¹⁶されており、また特定の慣行や地域に基づいてサプライヤーを選別・排除する機能が調達方針に含まれ得る¹⁷ことが示されている。

本調査では、パーム油における主要な影響が既に特定されていることを前提に、これらを回避する具体的基準（NDPE等）を調達方針として明確に持つことが不可欠であると位置づけ、その有無および内容を評価項目として設定した。

★★★以下は、森林破壊ゼロやNDPEの一部の要素だけが方針に認められる場合のクライテリアとして設定した。

設問7

調達方針の範囲にパーム油およびアブラヤシ派生物を含んでいる

主な参照箇所：食料・農業セクターガイダンス P29、同 Annex 2 など

TNFDの食料・農業セクターガイダンスには森林リスクコモディティが明示されており¹⁸、その中にパーム油（Palm Oil）がある。同じく Table 4 にある影響の特定に関するガイダンスでは、欧州の規制に対応して派生物も検討に含めるべきとの記述がある¹⁹。

食料・農業セクターガイダンスの Annex 2 には派生物のリスト²⁰があり、パーム油由来については以下が挙げられている。

Relevant ingredients: palm nuts and kernels; palm oil and its fractions, whether or not refined, but not chemically modified; crude palm kernel and babassu oil and fractions thereof, whether or not refined, but not chemically modified; oilcake and other solid residues of palm nuts or kernels, whether or not ground or in the form of pellets, resulting from the extraction of palm nut or kernel fats or oils; glycerol, palmitic acid, stearic acid, their salts and esters; saturated acyclic, monocarboxylic acids; steric acid; oleic acid; industrial monocarboxylic fatty acids, acid oils from refining; industrial fatty alcohols.

設問8

方針の適用範囲

主な参照箇所：バリューチェーンに関するガイダンス P9 など

TNFDのバリューチェーンに関するガイダンスでは、依存とインパクト、リスクと機会の評価はバリューチェーン全体を対象として行うことが推奨されており、その対象範囲はコントロールの有無ではなく、マテリアルな依存・影響、リスクと機会がどこで発生しそうかという点に基づいて決定すべきとされている。また、直接管理していない上流や下流、さらには合併事業等であっても、重要な影響が生じ

う場合には対象に含める必要があるとされている²¹。本調査では、この考え方を踏まえ、調達方針が自社の限定的な範囲にとどまる場合には実質的なリスク管理は成立しないとの前提に立ち、グループ企業全体（最低限、パーム油および派生物の取り扱いがある連結子会社全てを含む）を対象とした調達方針の適用範囲が明示されているかを評価項目として設定した。

16. 自然移行計画ガイダンス P38

18. 食料・農業セクターガイダンス P29

20. 食料・農業セクターガイダンス P85

17. 自然移行計画ガイダンス P55

19. 食料・農業セクターガイダンス P29

21. バリューチェーンに関するガイダンス P9

設問9

パーム油生産に関連した優先地域を特定している

主な参照箇所：TNFD提言 PP52-54など

TNFDの開示推奨項目のうちの「戦略 D」では、優先地域の開示を推奨しており、組織が活動を有する地域のリストや優先地域特定のプロセスが開示されるべきだとの考えを示している²²。

パーム油の文脈においては、まずは集荷圏としてミルリストを用いて組織のバリューチェーンが存在するおおまかな場所を開示し、その後に特に自然との依存・影響関係の大きい地域が特定されるべきである。TNFD提言において具

体的な粒度は規定していないが、本調査では、地域を特定しない分析は実効的な対応に結びつかないとの観点から、特に要注意地域については農園レベルに準じる解像度での特定を評価項目として設定した。

なお、バリューチェーン上の全ての調達先（農園）の位置座標を公開することまでは求めておらず、それらが確認できている旨の開示があれば★★★★に相当すると整理した。

設問10

信頼性の高い森林破壊ゼロまたはNDPEの確認方法を設定している

主な参照箇所：食料・農業セクターガイダンス P9、同ボックス2など

本評価における「★★★★（最高評価）」の基準、すなわち物理的な（サプライチェーン認証で繋がった）認証油を購入することに加え、農園までのトレーサビリティを確認し、土地利用の経年変化と比較することでカットオフデート以降の森林減少が無いことを確認する具体的な取組は、TNFDの各種ガイダンスに記載された考え方を統合的に整理したものである。

まず、TNFDは自然関連の依存・影響・リスクの把握にあたり、企業の直接事業活動にとどまらず、バリューチェーン全体、特に上流に注目する必要性を強調しており、農産物や原材料を扱う企業であれば、一次生産段階（農園等）まで遡った分析が重要であることが示されている。

同時に、TNFDはトレーサビリティについて目指すべき方向性を示し、短期的には完全な把握が困難な場合があることを認めながらも²³、上流における影響の重要性、ロケーションに基づく分析、トレーサビリティの高度化、および土地利用変化の測定といった各要素を踏まえると、農園レベルでの情報把握が不可欠であることが構造的に導かれる。こうしたトレーサビリティの考え方は、森林減少の評価手法にも具体的に示されており、食料・農業セクターガイダンスでは、森林破壊へのデータアプローチとして、衛星データ等を活用して調達地域における森林減少の前後比較を行う手法が提示されている²⁴。

また、二次的なデータの利用、例えば認証品調達量や平均値等の利用は一定程度認められるものの、より高精度なデータ（一次データや農園レベルでのトレーサビリティ）への移行が求められることが示唆されている。例えば、上流のサプライヤーの位置情報が入手できない場合、集荷圏（supply shed）アプローチを使うこともできるとされ²⁵、パーム油の場合であればミルまでのトレーサビリティが想定されている。その際の移行的な手段として認証制度の利用が例示されているが、バリューチェーンの透明性が完全に実現するまで、という暫定的な位置づけとなっている。

以上のTNFDガイダンスを踏まえると、自然関連リスク、とりわけ森林減少リスクの確認においては、以下の要素が重要であると整理できる。

- 上流（農園）レベルまで遡ったトレーサビリティの確保
- ロケーションに基づく影響把握
- 衛星データ等を用いた土地利用変化の時間的比較
- 認証や代理データの活用は補完的手段とし、より高精度な把握へ移行すること

本評価における基準は、これらの要素を踏まえたものである。

22. TNFD提言 PP52-53

23. バリューチェーンに関するガイダンス P9

24. 食料・農業セクターガイダンス P43

25. 食料・農業セクターガイダンス P20 Box 2

設問 11

進捗確認と方針改定

主な参照箇所：LEAP ガイダンス、食料・農業セクターガイダンス P3 など

設問 11 の★★★★★基準である「年次の進捗確認・未達の説明・次年度計画の策定」は、TNFD の LEAP アプローチから比較的直接的に導出されるものである。

まず、TNFD は自然関連の依存・影響・リスクおよび機会の評価・管理を、一度限りの対応ではなく、継続的に見直される反復的なプロセスとして実施する²⁶ことを前提としている。例えば、食料・農業セクターガイダンスにおいて、LEAP アプローチは企業の報告サイクル（通常は年次）に沿って、評価と対応を繰り返すことが想定されている²⁷。この点から、進捗を定期的に確認すること自体が、TNFD の基本構造と統合的な実務実装と位置付けられる。

さらに、TNFD はデータの限界があることも想定しているが、これは対応の未達部分があることを明示した上で、それをどのように改善していくかを説明する要素が含まれる。加えて、TNFD は評価結果を意思決定・戦略に結びつける

ことを重視しており、分析の結果として次の対応や資源配分を検討することを明確に求めている。LEAP アプローチの P1 では、「この分析の結果、どのようなリスク管理、戦略とリソース配分の決定を下すべきか？」と示されており、評価結果を踏まえた戦略的対応が不可欠であることが明示されている。既に公開している調達方針が完全に達成されていない状況においては、そのギャップを埋めるか埋めないかではなく、どのように埋めていくかの計画が必要であることから、その計画の記載を確認する指標とした。

本評価基準は、TNFD が示す

- 反復的な管理
- 透明性の確保
- 戦略的対応の策定

という複数の要素を統合し、自然関連リスク管理を実務的な PDCA サイクルとして具体化したものと整理した。

設問 12

森林破壊ゼロまたは NDPE の達成目標年を設定している

設問 13

森林破壊ゼロまたは NDPE 目標達成に向けたマイルストーン（中間目標）を設定している

主な参照箇所：TNFD 提言 PP58-59 など

例えば TNFD 提言「測定指標とターゲット C」において、「どのような場合でも、ターゲットは具体的で期限付きのものでなければならず、適切に測定できる測定指標で定量化され、機会の追求を含め、組織の戦略やリスク管理計画に関連すべきである²⁸」とあるように、目標にはそれを測る指標があり、通常、指標には期限があることが期待される。

パーム油に限らず、森林破壊のリスクがあるコモディティの調達に対して、森林破壊由来の調達がゼロになることを

確認する達成目標年のコンセンサスは、残念ながら 2015 年、2020 年、2025 年と後ろ倒しされてきた経緯がある。本調査は 2025～2026 年に実施したが、この時点で達成できているかどうかに関わらず、2025 年の森林破壊ゼロ目標を有することを★★★★★のクライテリアとした。

★★★★★以下は、★★★★★には満たないが、一定の評価ができる目標（年）を確認するものである。

26. LEAP ガイダンス P3

27. 食料・農業セクターガイダンス P3

28. TNFD 提言 P59

設問 14

森林破壊ゼロまたはNDPEの達成度を公表している

主な参照箇所：食料・農業セクターガイダンス セクター別コア開示指標 FA.C.1.0

本評価における「★★★★（最高評価）」の基準、すなわち森林破壊ゼロまたはNDPEの達成度の公表は、TNFDの食料・農業セクターガイダンスに示された「Metrics & Targets」の考え方を踏まえて整理したものである。食料・農業セクターガイダンスでは、森林減少に関連する指標として、“deforestation and conversion-free products (%)”といった形で、森林破壊・土地転換のない製品の割合を定量的に把握する指標が提示されている²⁹。この指標は主に、生産段階における直接的な活動主体を想定したものであるが、TNFDは同時に、自然関連の影響やリスクがバリューチェーン全体にわたって発生することを前提としている。実際に、バリューチェーンに関するガイダンスでは、金融機関や大

手消費財企業にとって、最も重要かつ潜在的に重大な性質を持つ問題のほとんどは、自社の直接的な事業活動ではなく、上流および下流の事業活動に関連するもの³⁰とされており、企業は自社の直接事業に限らず、上流のバリューチェーンにおける影響も含めて把握・管理することが求められている。

こうした前提を踏まえると、上記の「deforestation-free products」の指標は、直接的な生産主体に限らず、バリューチェーンの川下で調達を行う企業に対しても、その調達活動を通じた影響管理の観点から適用されるべきと整理した。



29. 食料・農業セクターガイダンス P74

30. バリューチェーンに関するガイダンス P3



人と野生生物が共に自然の恵みを
受け続けられる世界を目指して、
活動しています。

together possible™ wwf.or.jp

© 1986 Panda symbol WWF – World Wide Fund For Nature (Formerly World Wildlife Fund)
® "WWF" is a WWF Registered Trademark. WWF, Rue Mauverney 28,
1196 Gland, Switzerland – Tel. +41 22 364 9111; Fax. +41 22 364 0332.

詳細やお問い合わせについては、WWFジャパンのウェブサイト www.wwf.or.jp をご覧ください